

■公有水面に関し権利を有する者の同意（漁業補償契約）

- ・本事業の実施について、公有水面に関し権利を有する者の同意を得て、平成 27 年度に補償契約を締結した。

■埋立免許の手続き

- ・平成 27 年 11 月に埋立免許の出願を行い、出願の縦覧、地元市長の意見聴取等の手続きを経て、平成 28 年 6 月に埋立免許を取得した。

■廃棄物処理の手続き

- ・平成 29 年 3 月に産業廃棄物処理施設設置許可申請を行い、専門家意見聴取会などの所定の審査を経て、同年 7 月に設置許可を取得した。
また、同年 4 月に一般廃棄物処理施設設置届出を行い、同年 5 月に受理された。

【事業の進捗状況と今後の見込み】

■埋立護岸整備

- ・埋立免許の取得後、平成 28 年度から消波ブロック等の製作工事に着手し、平成 29 年 5 月から海上での護岸工事に着手した。
- ・令和 4 年度までに、全ての護岸の基礎や一部護岸の本体構造物の設置を完了。
- ・土砂処分場（安定型護岸）の西護岸と北護岸の一部については、令和 5 年度に裏込工を実施予定。
※浚渫土砂については、上記裏込工を施工後、汚濁防止対策を施した上で、令和 6 年度より暫定的に浚渫土砂を受入予定
- ・令和 4 年度に、中仕切護岸の遮水工に着手しており、以降、廃棄物処分場（管理型護岸）において、遮水工と本体構造物の整備を重点的に進める。

■環境施設

- ・令和 12～13 年度に、埋立管理施設（排水処理施設、管理棟等）の建設工事等を予定している。

(当初(及び前回)評価時からの変更点及びその理由)

1 港湾事業(埋立護岸)

(1) 遮水鋼矢板の補強

管理型護岸は、廃棄物の投入により汚れた水が外海に漏れ出さないための「遮水工」が必要であるが、当処分場は、二重の鋼矢板を海底に打込む遮水工法を採用している。遮水工事は令和4年度から現地着手しているが、令和3年度の実施設計において、風や波による鋼矢板の「傾き」や「たわみ」が基本設計時の想定を大きく上回ることが判明したため、鋼矢板の補強材を追加することになった。これにより、約41億円の事業費増加が見込まれている。

(2) 風浪対策や安全対策等の追加

- ・遮水工の施工に、東側開口部からの風浪が侵入し、補強材を併用しても中仕切護岸の遮水鋼矢板の打設が困難となるため、東側開口部に消波ブロックを設置した。
 - ・響灘では、冬季の強い風浪により海上工事ができないため、各年度の海上工事休止期間には、完成断面の崩壊を防ぐため、端部に崩壊防止措置を施しているが、事業期間が延長することに伴い、実施箇所が増加する。
 - ・令和2年度より事業化された洋上風力基地港湾整備事業など、近傍で行われている工事の影響を受け、船舶航行安全対策の強化や、作業ヤードの移設の必要が生じたほか、事業期間延伸等に伴う各種業務の追加が生じた。
- 以上の要因から、約17億円の事業費増加が見込まれている。

(3) 物価の上昇

令和4年2月のロシアのウクライナ侵攻等に端を発した急激な物価上昇により、労務費及び護岸整備で使用する資材の大半を占める石材、生コン、鋼材の価格が、前回再評価時(平成30年度)を100とした場合、令和5年度は116~142と大幅に上昇したことにより、約65億円の事業費増加が見込まれている。

(4) コスト縮減

- 事業費の増加額を削減するため、コスト縮減の検討を行っており、現段階で、以下のコスト縮減策を実施する予定である。
- ・管理型護岸の背後部は、価格が高騰している石材を充填する構造であるが、代替資材で置き換えが可能となる箇所については、流用土等に置き換える。
 - ・南護岸の遮水工事において、海上施工を予定していたものを、施工機械の配置等を工夫することなどにより、陸上施工に切り替える。
- これらを合わせ、約5億円のコスト縮減を見込んでいる。

(5) 事業期間の延長

上記(2)の遮水工の施工に係る補強材の追加などにより工事量が増加するが、工事の安全性確保の面から、単年度に実施できる工事施工量には限界がある。複数の海上工事を同時施工するにあたり、安全に施工できる単年度工事施工量を考慮し、事業期間を令和13年度まで延長することとなった。

(6) 事業期間延長への対応策

土砂処分場は、一部護岸が未整備であっても、汚濁防止対策を施すことにより暫定的に受入が可能である。一方で、廃棄物処分場は、処分場内の汚染水が外海へ漏出し

ないような密閉構造となるため、護岸整備が完了しなければ受入を開始することができない。

現行廃棄物処分場は、現在のペースで受入れした場合、令和 8 年度に満杯となる見込みであるが、本事業の事業期間延長を受け、令和 6 年度から 13 年度まで産業廃棄物の受け入れを制限することによる延命対策を実施する。

2 環境事業（排水処理施設等）

環境施設は、主に、排水処理施設、機械棟、管理・計量棟から構成される。

現行の廃棄物処分場の建設費実績を参考に、平成 25 年に事業費を約 18 億円と試算していた。

その後、基本設計を行う過程で、事業費の大幅増加が見込まれたため、建設地を海面埋立による造成地から陸域に変更することや、事業面積の縮小（約 2/3）などによる事業費の縮減に努めたが、建設地の変更に伴う残土処理等が必要となり、4 億円の増額となった。

さらに、基本設計後の物価上昇により、9 億円の事業費増加となり、合計 13 億円の増額を見込んでいる。

4. 事業を巡る社会経済情勢等の変化

【社会情勢について】

- 既存処分場については、廃棄物の資源化、減量化に努め、施設の延命化を図ってきたが、現在のペースで受入れした場合、廃棄物処分場が令和 8 年度、浚渫土砂処分場が令和 5 年度までに受入容量の限界を迎える見込みとなっている。
- また、現在の技術水準や社会情勢から、廃棄物の減量化が多少は見込めるものの、今後も継続して発生するものであり、実施可能箇所での事業継続の必要性がある。
- 近年、資材や労務単価等の物価の上昇傾向が顕著であり、それに伴い事業費が増加している。

5. 地元住民、受益対象者及び関係機関の意向

【地元住民】

- 響灘東地区については、市民に対して北九州港長期構想及び北九州港港湾計画の策定に当たり、パブリックコメントを実施して計画に位置づけた。
- 平成 25 年度に実施した公共事業評価では、事業実施に関する検討会議の開催及び事業実施に関するパブリックコメントを実施し、事業実施の際には環境影響評価等の検討結果を踏まえ必要に応じて環境に十分配慮した適切な保全措置を検討していくなど、市民の意見を踏まえた対応方針を決定した。
- また、平成 30 年度に実施した公共事業再評価では、事業継続に関する検討会議の開催及び事業継続に関するパブリックコメントを実施し、事業費の縮減を検討していくなど、検討会での留意点を踏まえた対応方針を決定した。
- 環境影響評価では、大気、騒音、悪臭、生物、水質など 12 項目の調査、予測、評価を行い、本事業による環境への影響は小さいという結果を得た。
- また、事業の実施にあたっては、低騒音型建設機械を使用するよう指導し、水質の事後調査などを行い、市民の生活環境や自然環境の保全に十分配慮しながら進めている。